

○ 財務省令第30号(昭和五十七年大蔵省告示第7号)による。この規定は、昭和五十七年大蔵省告示第11号(昭和五十七年大蔵省告示第10号)によるものとおりである。

財務大臣 菅直人

二 一 の 平省令第30号(昭和五十七年大蔵省告示第7号)によれば、利付国庫債券(十年)(第三百五号)の法律発行の名称及び根拠記述は、以下のとおりである。

三 二 一 の 平省令第30号(昭和五十七年大蔵省告示第7号)によれば、利付国庫債券(十年)(第三百五号)の法律発行の名称及び根拠記述は、以下のとおりである。

四 発行方法の適用法

のし定あ争争う札価振の以律社及第一並年特投図財回決、めつ入入。格替適下へ債び四平び法例融る政定価らて札札に以を機用一平、第十成に律に資た運を格れられ、と發によ下競闘を振株式六六十条第一法規等の振替法の第一項に關する法律から発財を受け争格時一發価付本銀もとのい。申に入わう(以下争て行のとう)。込お札れ。下入行とし。みいのにる、一札わする。のて利お入価値一れ。応募率い札格格とる。そ規募入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
参市及入価・別債発競
加場び札格第参市行争
者特国發競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わと者発応がれ札発別にご務時一による格によ
い・行募各の行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

発

ハ

ロ

非者特国	札非	入価	入価・
価・別債	發競	札格	行札格第
格第参市	行争	發競	發競II
競I加場	入	行争額	行争非

特投図財五債の特投図財十額た条五はき第五で利第入りび確う額
例融る政千に規例融る政万で利第百、發四万一付一れ財保ち面
に資た運八つ定に資た運円三付一八額行十円兆国項の政を、金
関特め営百いに關特め営千国項十面し六、六債の特投図財額
す別のに万て基す別のに八債の五金た條特千に規例融る政で
る会公必円、づる会公必百に規万額利第別十つ定に資た運二
法計債要額き法計債要八つ定円で付一會三いに關特め営兆
律かのな面發律かのな十いに、百國項計億て基す別のに四
第ら發財金行第ら發財一て基同五國のに九はづる会公必十
二の行源額し二の行源億はづ法十債規関千、き法計債要七
条繰及のでた条繰及の千、き第一に定す四額發律かのな億
第入りび確百利第入りび確九額發六億つにる百面行第ら發財円
一れ財保二付一れ財保百面行十八い基法四金し二の行源
項の政を億国項の政を七金し二千てづ律十額た条繰及の

	九	八	二	ハ	口	イ	七	行	争	非	者	特	国	行	争						
振	額	最					払	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争			
替	額	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	入	札			
単	額	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	発	競	札	格	金	入	価	・	債	
位	面	札	格	第	參	市	札	格	第	參	市	行	争	發	競	金	札	格	第	參	市
	金	發	競	II	加	場	發	競	I	加	場	入	行	爭	額	發	競	II	加	場	發
す額の振		五			九			千	百	二		三	国	条	特	五	債	の			
るの記替		万			百			八	三	兆		十	債	の	別	十	に	規			
。整載法		円			三			百	億	百		五	に	規	会	億	つ	定			
数又の					十九			五	七	四		億	つ	定	計	円	い	に			
倍は規					億			十	百	十		四	に	に	て	基		、づ			
の記定					四			八	二	四		億	基	関							
金録に					千			八	三	二		、づ	す	額	き						
額はよ					八			八	万	千		き	る	面	發						
に、る					百			八	八	七		面	發	法	金	行					
よ最振					八			百	千	十		金	行	律	額	し					
る低替					万			万	四	六		額	し	第	で	た					
も額口					円			円	百	万		で	た	四	千	利					
の面座									円	円		九	利	十	八	付					
と金簿										円		百	付	七	百	国					

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

の 経 利 入 價 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

(二)

に の 口 る に
よ に 座 も 係 発
り つ に の る 行
算 い 記 と 所 時
出 て 載 し 得 に
し は 又 て 税 お
た 、 は 振 が い
金 前 記 替 源 て
額 記 录 口 泉 、
か (一) さ 座 徴 そ
ら の れ 簿 収 の
当 算 る 中 さ 利
該 式 も の れ 子

額面金額の総額 × $\frac{1.3}{100} \times \frac{1}{365}$

(一) 年

む 十 式 は 一
も 号 に 、 募 、
の に よ 払 入 三
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ।
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

錢 額 錢 額 平
面 以 面 金 額 百 そ そ に づ き 百 三 四 募 十 八 格 九
面 金 額 の 額 円 円 に づ き の 百 円 三 四 募 十 八 格 九
成 二十 一 年 十 二 月 二 十 一 日

二 十 十十
十一 九 八七六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成三十一年十二月二十日
財務大臣から通知を受けた者
平成二十一年十二月二十一日

額面金額 × $\frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$

規下は期た期平額金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行する所を算出しきて以き払うと、同じい。おうに同じ六号に同じ六月二十日を支払う。式にただし、算出しきる。額金額に百分の二十を乗じた金額へただし、當該算式による所を算出しきる。